

大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター指定管理者候補者審査要領

大和市文化創造拠点等運営審議会（以下「審議会」という。）による大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定のための審査に関し、必要な事項について次のとおり定める。

1. 書類審査

申込者から申込書類の提出があった場合は、次のとおり書類審査を行う。

(1) 審査方法

申込者が提出した書類について、図書・学び交流課が審査を行い、申込資格等を満たしているか判断する。

(2) 失格要件

申込要項で示す失格の要件に該当する場合、次項の面接審査は行わない。

2. 面接審査

書類審査により、申込資格等を満たすと判断された場合は、次のとおり面接審査を行う。

(1) 審査方法

申込者が企画提案内容等の説明（プレゼンテーション）を行い、その内容について審議会の委員が評価を行う。

(2) 評価項目及び配点

評価は評価基準（別紙）に定める項目及び配点によって行い、満点を600点、最低基準点を360点とする。

(3) 失格基準

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 各評価者の評価点を合計した点を合計評価点とし、合計評価点が最低基準点に評価者の人数を乗じた点数に満たない場合。

イ 最低基準点以上の評価点を付けた評価者の人数が過半数に満たない場合。

3. 選定

(1) 候補者の選定

審議会は、申込者が前項に定める失格基準に該当せず、仕様書等で示す要求水準を満たすと認められる場合、申込者を指定管理者の候補者として選定する。

(2) 選定の報告

審議会は、指定管理者の候補者を選定した場合は、その旨を市長等に報告する。

附 則

この要領は、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの指定管理者（指定期間：平成30年8月1日～平成33年3月31日）の候補者の選定にあたり有効なものとする。